

第6 内装制限の取扱い

1 消防法令上の内装制限の範囲

次に掲げる内装規定の適用にあたり、内装制限の範囲については、第3章・第2節・第2・10「内装制限の範囲」を参照すること。

- (1) 令第11条第2項（屋内消火栓に関する基準）
- (2) 規則第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）
- (3) 規則第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）
- (4) 規則第13条第1項及び2項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
- (5) 規則第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）
- (6) 規則第28条の2第1項第4号及び第2項第3号（誘導灯及び誘導標式を設置することを要しない階の部分）
- (7) 特例基準等に関する規定

2 内装制限の取扱いについては、上記のほか次による。

- (1) 木製の陳列棚を壁全面に容易に取り外しができないよう直に設けた場合、前項に掲げる内装規定は適用できないもの。

【関係通知】

- ・「消防用設備等に係る執務資料の送付について」第6問21（平成14年9月30日消防予第281号）